

コード No. 21-S-015

提出日：令和4年5月15日

## 令和3年度

# 「日本の子どもの権利を包括的に保障する「子ども基本法」制定に 向けた アドボカシー活動 」報告書

特定非営利活動法人 ACE

代表 岩附由香

### 1. プログラムの目的

本プログラムの目的は、子どもの権利条約を批准してから28年間実現していない「子ども基本法」の実現にある。

2019年にACEが中心となって「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」を発足させた。その意図は「子ども基本法の制定」にあり、3年間かけて実現しようとの構想であった。日本は子どもの権利条約を1994年に批准したが、それに対応する国内法を策定してこなかった（その必要性は再三国連子どもの権利委員会から指摘）。

2021年1月より自民党内でこども庁の議論が活発化し、2021年秋には検討チームが各省庁から人が出て政府内で基本政策の検討を行っていた。こども庁の設置にあわせて、その運営の理念の土台となる子ども基本法を制定することが肝要と考えており、2022年3月に議員立法での国会法案提出を目指し、アドボカシー活動を行う。達成目標は以下である

達成目標：

- 1) 「子ども基本法」の必要性が子ども政策を担う官僚、政治家ともに納得される。
- 2) 「子ども基本法」が子どもの権利条約に則った内容となる。
- 3) 「子ども基本法」が議員立法で法案として提出される。
- 4) 「子ども基本法」の中に、子どもコミッショナーの位置づけも明記され、子どもコミッショナー創設が実現する。

### 2. 主な活動内容・スケジュール

活動スケジュール：

2021年11月20日 今こそ「子どもに関する基本法」制定を！提言最終版発表

2021年11月20日～12月1日 「子ども基本法」

2021年12月1日 院内集会開催、提言最終版の発表

2022年1月 法案骨子の作成

政治家・政府への働きかけ、

2022年2月 ヒアリング対応

2022年3月 法案提出

### 3. 助成を受けた活動の報告（様子がわかる写真等があれば貼付してください）

12月

- ・ 12月1日 院内集会開催  
 後援：ユニセフ議員連盟、超党派ママパパ議員連盟、Children First の子ども行政のあり方勉強会、児童の養護と未来を考える議員連盟、子どもの貧困対策推進議員連盟  
 参加：国会議員7名・秘書9名、報道関係者2名、オンライン参加者約40名が参加。  
 内容：キャンペーンの子ども基本法にかかわる政策提言内容を発表するとともに、関係している市民団体からの発表、子どもたちの声の発表や紹介、また内閣府からのコメントもあった。（写真は本項末尾参照のこと。）  
 報告：<https://crc-campaignjapan.org/report/20211201/>

- ・ 12月3日 公明党 内閣部会・NPO局 合同会議 にて 新公益連盟の代表として参加、子ども基本法の必要性についてアピール、中心的役割を担う議員と名刺交換
- ・ 議員訪問（自民党、公明党、立憲民主党）
- ・ 与野党議員・子ども家庭庁準備室職員との連絡やり取り

1月

- ・ 立憲民主党 子ども総合政策基本法 へのインプット（複数回）
- ・ 1月18日 公明党ヒアリング参加
- ・ 共同代表、政策提言チームの会議開催、キャンペーン提言書に基づく「子ども基本法」法律要綱案たたき台作成、議論
- ・ 議員訪問（自民党、公明党、立憲民主党）
- ・ 与野党議員・子ども家庭庁準備室職員との連絡やり取り

2月

- ・ 議員訪問（自民党、立憲民主党、維新）
- ・ 共同代表、政策提言チームの会議開催、キャンペーン提言書に基づく「子ども基本法」法律要綱案最終化
- ・ 日本財団、ユニセフ協会等との情報交換
- ・ 与野党議員・子ども家庭庁準備室職員との連絡やり取り

<政府の動き>

2/25 「こども家庭庁設置法案」が閣議決定。

3月

- ・ 議員訪問
- ・ 共同代表、政策提言チームの会議
- ・ 与野党議員・子ども家庭庁準備室職員との連絡やり取り

< 12月1日院内集会の様子 >

 <p>野田大臣から冒頭あいさつ</p>	 <p>コロナ対応のため、会場は議員、発表者と関係者のみ</p>
 <p>11月22日に発表したキャンペーンの最終提言案について岩附から説明</p>	 <p>日本財団の子ども基本法に関する研究会座長として奥山氏から発表</p>
 <p>「子ども基本法」法案要綱を発表している日弁連からも一場氏が発表</p>	 <p>子ども代表からも提言</p>



#### 4. 活動の成果（成果物などがありましたらご紹介ください）

目標1) 「子ども基本法」の必要性が子ども政策を担う官僚、政治家ともに納得される。

○➡加藤勝信衆議院議員を議長、橋本岳衆議院議員を事務局長とした自民党内の実現会議において、「こども基本法」が取り扱われることになった（12月）

目標2) 「子ども基本法」が子どもの権利条約に則った内容となる。

○と△の間

○の要因

- ・子ども政策の基盤となるこども基本法が出来た
- ・「子どもの権利条約の精神にのっとり」「こどもの権利擁護を図る」が目的に入った
- ・子どもが「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」が目的に掲げられたことは、子どものウェルビーイングの保障を子ども施策の究極的目標として位置づけたものとして評価
- ・子どもの権利条約の4原則（差別禁止、子どもの利益最優先、子どもの意見尊重、生存・発達の権利保障）が明記された

△の要因

- ・条約に掲げられたすべての「原則および規定」の考慮・実施についての記載がない
- ・「こども施策」に子どもの権利擁護の明記がなく、子どもの権利が常に子ども施策の中で尊重されるべきであることの明記がない

目標3) 「子ども基本法」が議員立法で法案として提出される。

○➡2022年4月4日に国会に法案提出 「こども基本法」（与党の議員立法）  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-shuhou208.html#houdata](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-shuhou208.html#houdata)

目標4) 「子ども基本法の中に、子どもコミッショナーの位置づけも明記され、子どもコミッショナー創設が実現する。

✕➡自民党内の議論でまずここに焦点があたり、強い反対が出て、基本法には含まれず。

成果物：

- ・賛同団体向けに、これまでのキャンペーンの動き、また法案要綱も含めたパワーポイントを成果資料として送付させていただきます

## 5. 今後の課題

### 1. 法案の最終化と成立

- ・「こども基本法」は5月13日に衆議院で可決（自民、公明、立憲民主、国民の賛成）
- ・付帯決議に子どもの権利条約普及に関することが明記
- ➡参議院の議論の中で、より子どもの権利条約に沿ったものになるように、さらなる付帯決議をつけられるかどうか？
- ・国会での質問であいまいな点が明確化されるよう、質問の要請など行う
- ・成立に向けて議員の賛同を得る

### 2. 文部科学省の通達問題

子どもの権利条約批准時に、文部科学省の事務次官通達が出されている。その内容が、学校内における子どもの権利条約の実施を制限するようなトーンで書かれている部分があることから、その軌道修正をするような通達を、2023年4月のこども基本法の施行時点ですす必要があるのではないかと、情報収集及び働きかけ、対話を行う。

### 3. こども大綱の制定

法律に基づく実施はこども大綱にまとめられるため、そこでどのように内容がまとめられるかに注目すると共に、充実した内容になるよう働きかけを行う。

### 4. こども基本法・子どもの権利条約の普及のための体制確立

とくに子どもの権利条約の普及については、民間でもできることが多くあることから来年4月の施行に向けて、準備を進めていく